

坂出工場 産業廃棄物処理施設(廃液焼却炉)の維持管理データ (2024年度)

2024年5月13日 更新

(測定値下段の[ ]内は測定日を表す)

<廃液焼却炉 BZ-41>

	処理した 廃棄物の 種類	処理した 廃棄物の 数量 (t/月)	処理施設運転状況			ばいじん 除去日	排ガス測定結果 (*:酸素12%換算値)					
			燃焼室 ガス温度 (°C)	集塵機入口 ガス温度 (°C)	排ガス一酸化 炭素濃度 (ppm)		排ガス 採取位置	ばいじん 濃度* (g/m <sup>3</sup> N)	窒素酸化物 濃度* (ppm)	硫黄酸化物 (K値規制の計算値) (m3N/h)	塩化水素 濃度* (mg/m <sup>3</sup> N)	ダイオキシン類 濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
4月	廃アルカリ	323	952 [R06.04.15]	85.7 [R06.04.15]	0.6 [R06.04.15]		集塵機出口	未測定	未測定	未測定	未測定	未測定
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
0												
法基準値			800°C以上	200°C以下	100以下			0.25以下	250以下	1.23以下	700以下	10以下
維持管理計画値			800°C以上	200°C以下	300以下 (*1)			0.10以下	180以下	0.50以下	700以下	0.1以下
測定頻+B21:D22度に関する事項			連続測定					年2回測定			年4回測定	

坂出工場の廃液焼却設備は液中燃焼方式の噴霧燃焼炉を使用しています。

\*1:担当官公庁と協議を行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正等について」2の(2)から、ダイオキシン類の濃度を三月に1回以上測定し、かつ、記録を行うことで煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下という当該基準が適用されないことを確認致しました。

周辺企業及び住民の方々の環境を重視し、また、尊重するため、自主規制値を百万分の三百以下とし管理しています。

産業廃棄物処理施設(焼却施設)の維持管理表 (令和6年度)

新潟工場 廃液焼却炉 F-1

令和6年5月15日

月	処理した 廃棄物の 種類	処理した 廃棄物の 数量 (t/月)	処理施設運転状況			ばいじん 除去日	排ガス測定結果 (*:酸素12%換算値)					
			燃焼室 ガス温度 (°C)	集じん機入口 ガス温度 (°C)	排ガス-酸化 炭素濃度 (ppm)		排ガス 採取位置	ばいじん 濃度* (g/m <sup>3</sup> N)	窒素酸化物 濃度* (ppm)	硫黄酸化物 (K値規制の計算値) (Nm <sup>3</sup> /H)	塩化水素 濃度* (mg/m <sup>3</sup> N)	ダイオキシン類 濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
4	廃油 廃アルカリ	43.5 220.5	948 [R6.4.15]	86.4 [R6.4.30]	6.7 [R6.4.30]	該当無し	煙突	測定無し	12	測定無し	5.4	測定無し
5	廃油 廃アルカリ											
6	廃油 廃アルカリ											
7	廃油 廃アルカリ											
8	廃油 廃アルカリ											
9	廃油 廃アルカリ											
10	廃油 廃アルカリ											
11	廃油 廃アルカリ											
12	廃油 廃アルカリ											
1	廃油 廃アルカリ											
2	廃油 廃アルカリ											
3	廃油 廃アルカリ											
維持 管理 計画	規制基準値		800以上	200以下	100以下			0.15以下	250以下	1.685以下	700以下	5以下
	測定頻度		連続測定					6ヶ月に1回	2ヶ月に1回	6ヶ月に1回	2ヶ月に1回	年1回

・測定値下段の[ ]内は測定日を表わします。・排ガス洗浄装置(スクラバー)を設置していますので、ばいじんのたい積はありません。・連続測定データは新潟工場でご覧いただけます。